

吹田市障害児通所給付費の災害等による特例給付に関する要領

制 定 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の11及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第18条の25の規定に基づき、障害児通所給付費の額の特例（以下「特例給付」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法、施行規則において使用する用語の例による。

(特例給付対象者)

第3条 特例給付の対象者は次に掲げる特別の事情とする。

- (1) 通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について全半壊、全半焼又はこれに準ずる著しい損害を受けた場合。
- (2) 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の当該年の収入見込額が、前年（申請月が1月から6月にあっては前々年）の2分の1以下に減少することが見込まれること。
- (3) 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、その者の当該年の収入見込額が、前年（申請月が1月から6月にあっては前々年）の2分の1以下に減少することが見込まれること。
- (4) 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により、その者の当該年の収入見込額が、前年（申請月が1月から6月にあっては前々年）の2分の1以下に減少することが見込まれること。

(特例給付の給付割合)

第4条 特例給付の給付割合は100分の100とする。

(特例給付の適用期間)

第5条 特例給付の適用は月単位で行うこととし、具体的な適用期間の基準は次のとおりとする。

(1) 適用開始月

特例給付は、申請のあった日の属する月の初日から適用する。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

(2) 適用期間

適用期間は6か月とする。ただし、第3条に規定する特例給付対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難である事実が消滅した場合は、その事実が消滅した日の属する月の末日まで適用する。

(3) 同一事実に基づく適用期間の延長

通所給付決定保護者等から適用期間経過後もなお同一事実を原因として利用者負担の特例給

付対象事由がある旨の申請が適用期間内にあり、再度審査して特例給付すべき事情があると認めるときは、1回に限り、特例給付の適用期間を6か月以内で延長することができる。

(特例給付の申請)

第6条 特例給付の適用を受けようとする通所給付決定保護者等は、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書に災証明書その他特別の事情に該当することを明らかにすることができる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該書類により明らかにすることができる事実を公募等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(特例給付の決定等)

第7条 市長は、申請の内容を審査し、特例給付が適当であると認める場合は、当該申請者に対し、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により通知する。

2 市長が決定を行わないこととしたときは、当該申請者に対し、却下決定通知書により通知する。

(特例給付の取り消し)

第8条 市長は、特例給付の決定を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、特例給付を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する減免対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難である事実の消滅した場合は、当該認められた日の属する月の翌月以降の特例給付を取り消すものとする。
- (2) 偽りその他不正な方法により特例給付を受けた場合は、適用開始月に遡って特例給付を取り消すものとする。

(大規模災害の場合の特例)

第9条 市長は、本市の区域内に大規模な災害が発生した場合であって、特別な事情に該当することが明らかであり、かつ、第6条の規定による申請書の提出を求めることが困難であると認めるときにおいては、被災の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、職権で特例給付を決定することができる。

2 前項の適用開始については、第4条第1号の「申請のあった日」を「職権のあった日」と読み替えるものとする。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、第8条第2号の規定により、特例給付を取り消した場合において、すでに特例給付を受けているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、吹田市障害児通所給付費の災害等による特例給付の実施に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。